

平成25年 3月21日

奄美市社会福祉協議会行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1、計画期間 平成25年 4月 1日～平成27年 3月31日までの2年間

2、内 容

目標1：子供の出生時に父親が取得できる有給休暇制度があるので、取得の促進を図る。また、育児・介護休業の取得の促進も併せて行う。

＜対策＞

- 平成25年4月～ 計画期間内に子供の出生があった場合には、その職員へ有給休暇の取得や育児休業等の取得に関する通知を行う。

目標2：育児・介護休業について理解をはかるため、就業規則や育児・介護休業に関する規程の周知を行う。

＜対策＞

- 平成25年4月～ 就業規則や育児・介護休業に関する規程の周知を図るために、パンフレットを作成し職員に配布する。